

とちぎ広域消防局 消防力の基準

令和3(2021)年3月

目次

I 総則

1 消防力の基準の策定について	1
2 消防力の基準の見直し	1

II 十勝の現況と災害の状況

1 地勢	2
2 人口動向	2
3 災害の状況	4
4 大規模地震発生の懸念	7

III 配置基準

1 地域の区分	8
2 消防署所	9
3 消防ポンプ自動車	11
4 はしご自動車	15
5 化学消防車	17
6 救助工作車	19
7 救急自動車	21
8 指揮車	24
9 その他の車両	24
10 消防職員	25
11 消防水利	28

IV 附則

1 改正履歴	30
--------	----

I 総則

1 消防力の基準の策定について

近年の災害や事故における形態は、大規模・複雑多様化の傾向にあり、さらには、大規模地震や豪雨による大規模水害の発生はもとより、テロ災害や武力攻撃等の有事への対応、世界各地で発生している新興感染症への対応など消防行政を取り巻く環境は大きく変化しており、消防に対する期待はますます高くなっています。こうした状況のなか、住民の生命、身体及び財産を守るという責務を十分果たしていくためには、長期的かつ広域的な視点で消防体制の充実強化を推進していく必要があります。

消防力の基準は、消防に関する事務を確実に遂行し、消防の責任を十分に果たすために必要な体制を定めている「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示第1号。以下「整備指針」という。）及び消防機関が消防活動をするために必要とする水利について定めた「消防水利の基準」（昭和39年消防庁告示第7号）を踏まえ、広域的な視点を持ちながら、各消防署や各市町村の地域の実情を反映した消防体制の構築を図るために必要な基準を策定するものです。

2 消防力の基準の見直し

原則として、おおむね3年毎に総務省消防庁で実施する消防施設整備計画実態調査に合わせて見直しを検討します。また、整備指針の改正や社会経済情勢の変化等を踏まえ必要に応じて見直しを行います。

Ⅱ 十勝の現況と災害の状況

1 地勢

十勝圏は、東西が約100km、南北が約200kmに及ぶ地域で、秋田県（約11,638 km²）、岐阜県（約10,621 km²）に匹敵する約10,832km²の面積を有しています。周囲を北は大雪山系、西は日高山脈、東は白糠丘陵と三方を山に囲まれ、南は太平洋に面し、十勝平野の中央部には、十勝岳を水源とする十勝川が流れています。また、J R根室本線、国道38号、236号、241号、242号等の基幹交通施設に加え、北海道横断自動車道や帯広・広尾自動車道があり、交通の要衝となっています。

2 人口動向

十勝圏の総人口は、令和4年1月1日現在331,894人で、そのうち帯広市が管内人口の約50%を占め、帯広市周辺の3町（音更町・芽室町・幕別町）を合わせた人口は、管内人口の約76%にあたる252,984人を数え、帯広市を中心とした市街地に多くの人口が集中しています。

人口・管轄面積

市町村	人口(人)	世帯数	管轄面積(m ²)
十勝管内計	331,894	170,829	10,831.62
帯広市	165,047	89,566	619.34
音更町	43,483	20,538	466.02
士幌町	5,946	2,739	259.19
上士幌町	4,935	2,587	694.23
鹿追町	5,228	2,501	402.88
新得町	5,668	3,185	1,063.83
清水町	9,157	4,680	402.25
芽室町	18,181	7,983	513.76
中札内村	3,913	1,917	292.58
更別村	3,177	1,359	176.90
大樹町	5,423	2,738	815.68
広尾町	6,359	3,239	596.54
幕別町	26,273	12,581	477.64
池田町	6,288	3,294	371.79
豊頃町	3,031	1,465	536.71
本別町	6,545	3,530	391.91
足寄町	6,545	3,414	1,408.04
陸別町	2,279	1,299	608.90
浦幌町	4,416	2,214	729.85

※人口は令和4年度消防施設整備計画実態調査における住民基本台帳に基づく人口（令和4年1月1日現在）

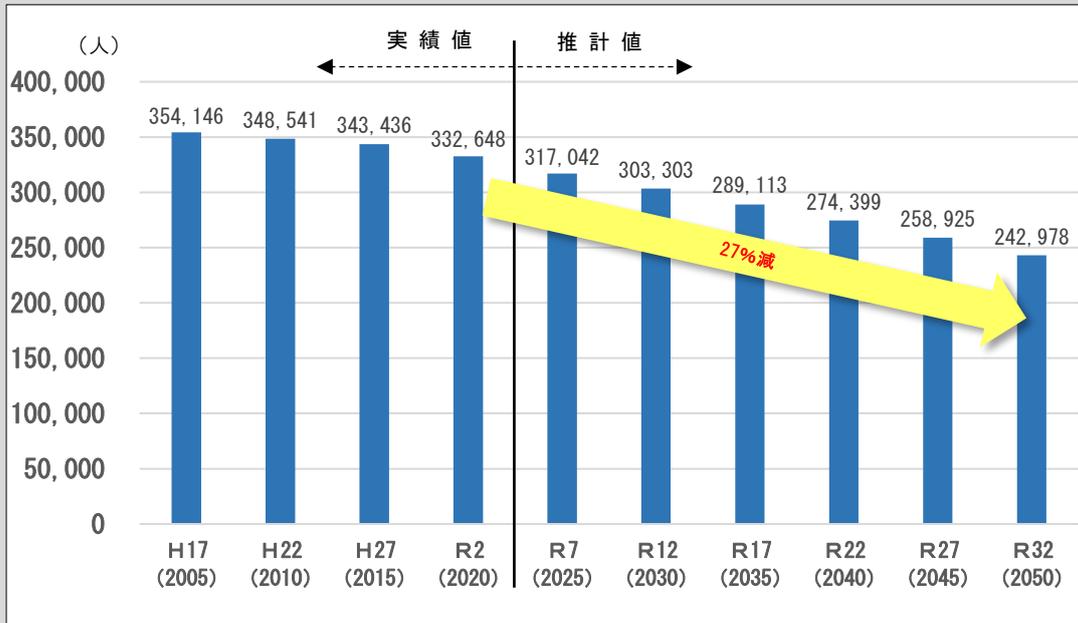
※面積は令和4年度消防施設整備計画実態調査における国土地理院全国都道府県市区町村別面積調による面積（令和3年10月1日現在）

※管轄面積の十勝管内計と市町村の合計面積が合わないのは然別湖が水面境界未定により隣接町の面積に含まれないため

十勝圏の人口は、令和2年国勢調査で332,648人となっていますが、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口（令和5年推計）によれば、令和7年以降も減少することが予測され、令和32年には27%減（令和2年比）の242,978人と推計されています。

また、年齢階層別でみると、15歳未満の構成比率が令和2年の11.7%から令和32年には9.0%に低下する一方で、65歳以上の構成比率は、令和2年の31.9%から令和32年には42.6%へ増加する見込みであり、少子高齢化が進行することになります。

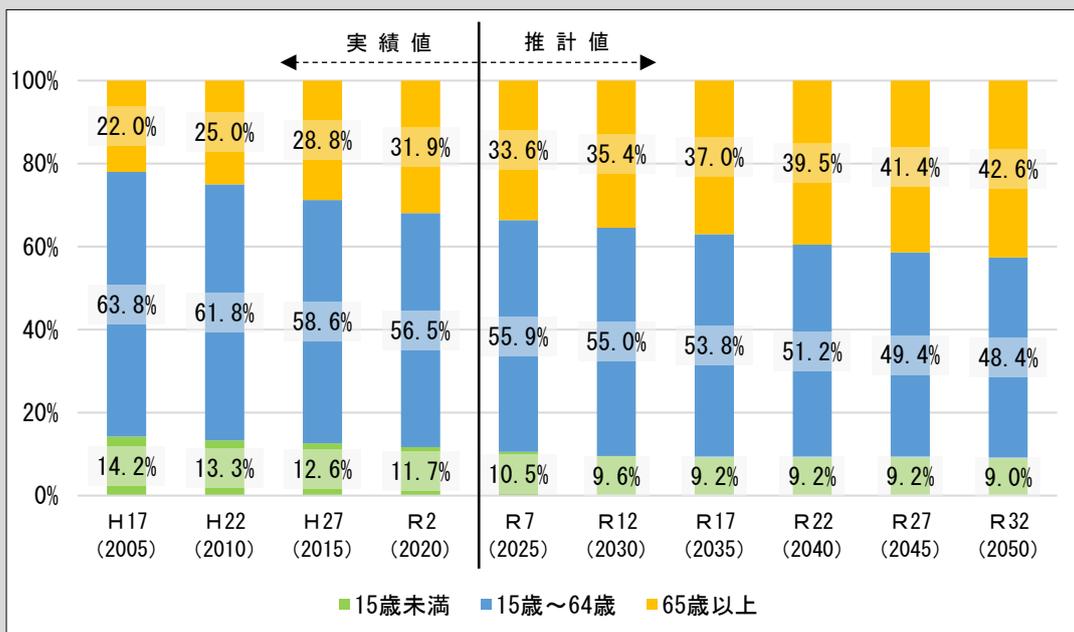
十勝圏の人口推移と将来推計人口



※平成17年から令和2年は国勢調査人口

※令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口（各年10月1日時点）

十勝圏の年齢階層別人口割合の推移



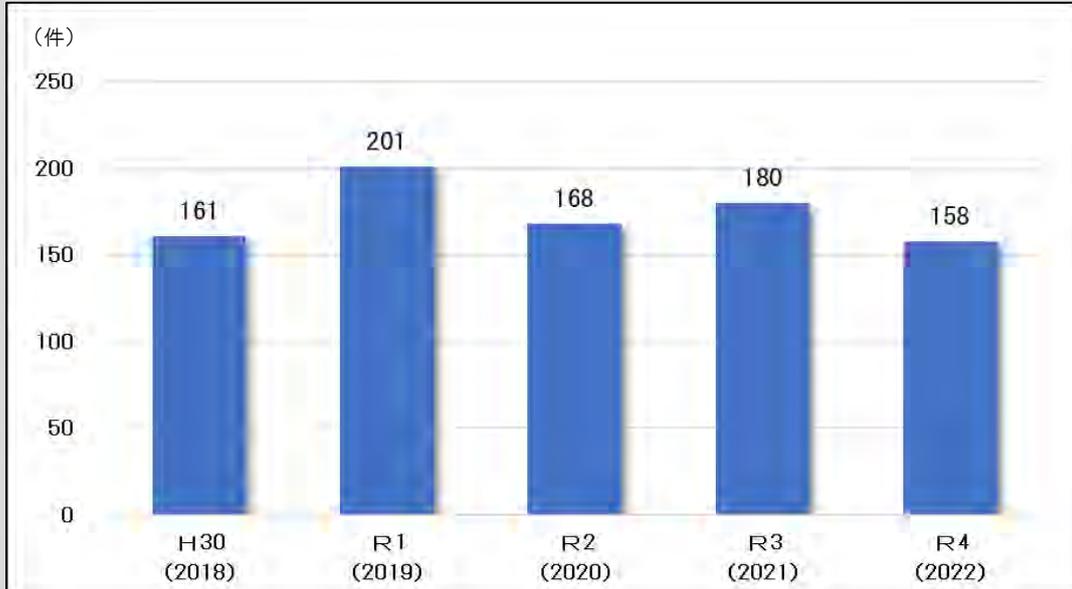
※端数処理（四捨五入）のため割合の合計は100%にならない場合がある

3 災害の状況

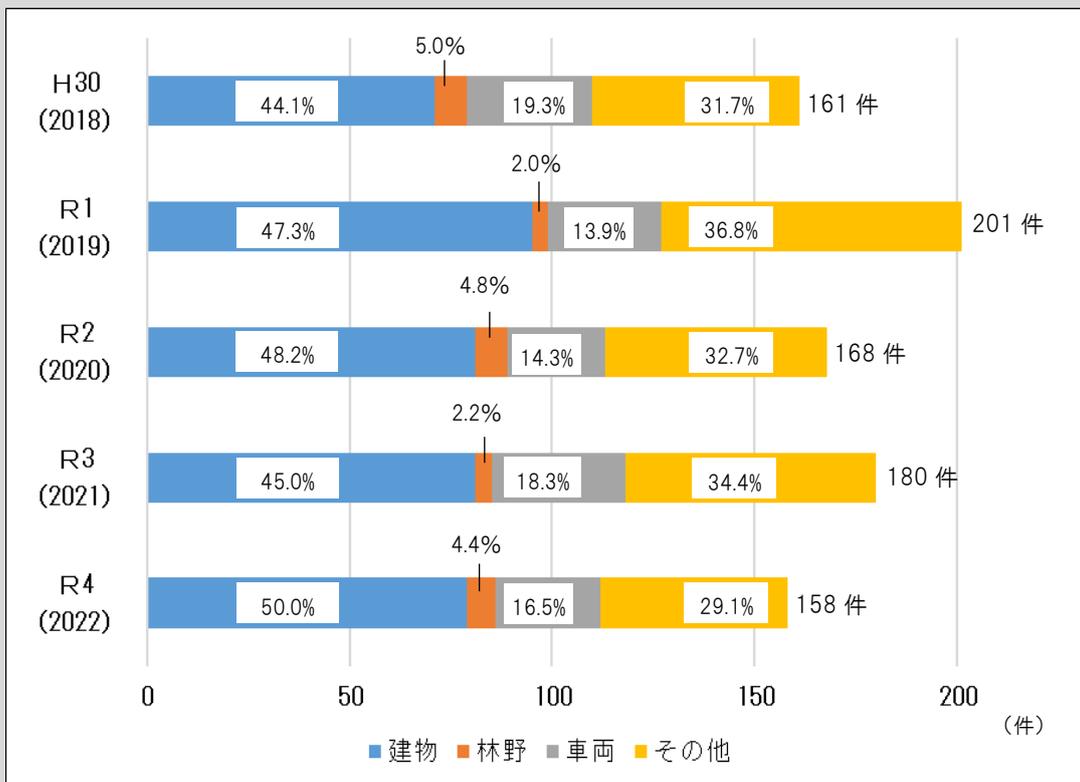
(1) 火災

平成30年から令和4年にかけての火災件数は、平均すると年間約170件となり、火災種別でみると、建物火災が全体の約5割を占めています。

火災件数の推移



火災種別ごとの件数と構成比の推移

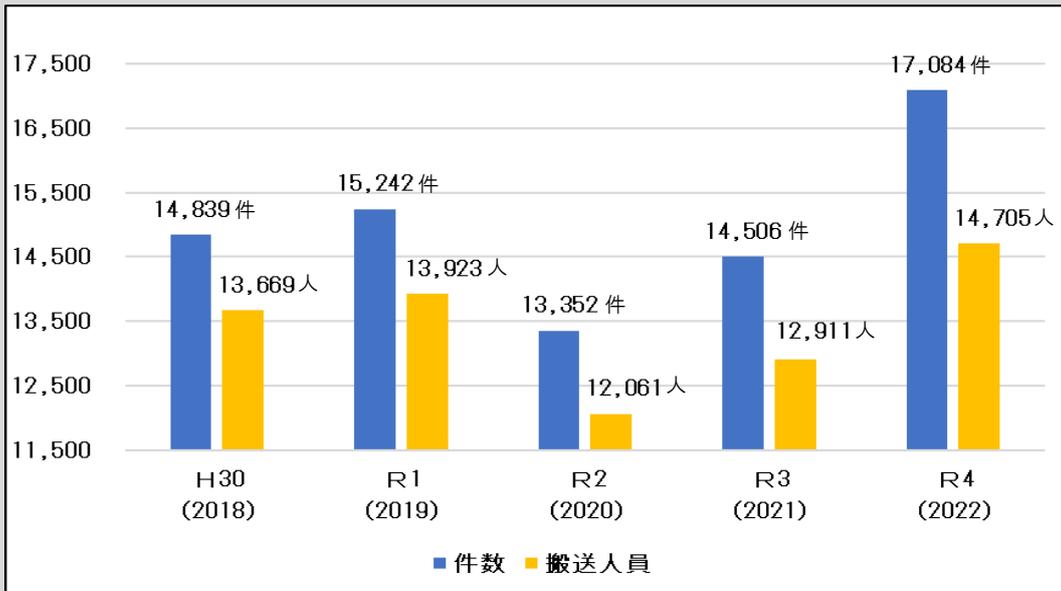


※端数処理（四捨五入）のため割合の合計は100%にならない場合がある

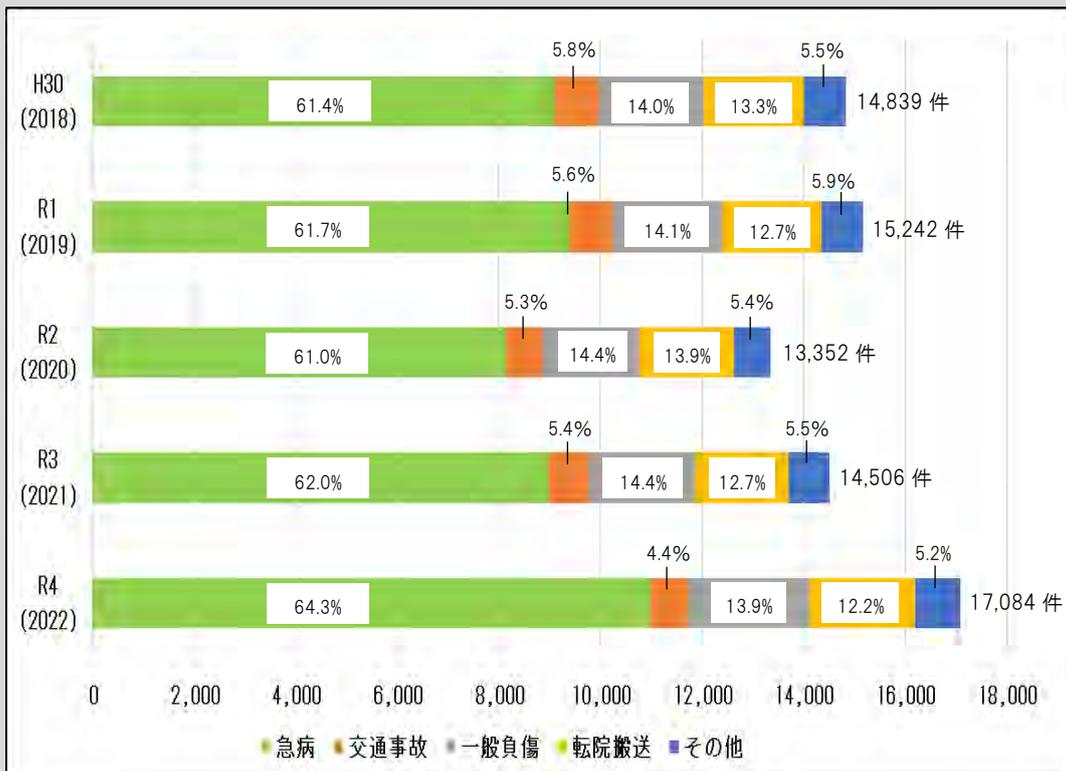
(2) 救急

平成30年から令和4年にかけての救急出動件数は、平均すると年間約15,000件、1日あたり約41件で、35分に1件の割合で出動していることとなります。事故種別で見ると、急病による出動件数が最も多い状況にあり、今後、65歳以上の高齢者の人口が増えていくと、救急需要はますます増大することが予想されます。

救急出動件数及び搬送人員数の推移



事故種別ごとの救急出動件数と構成比の推移

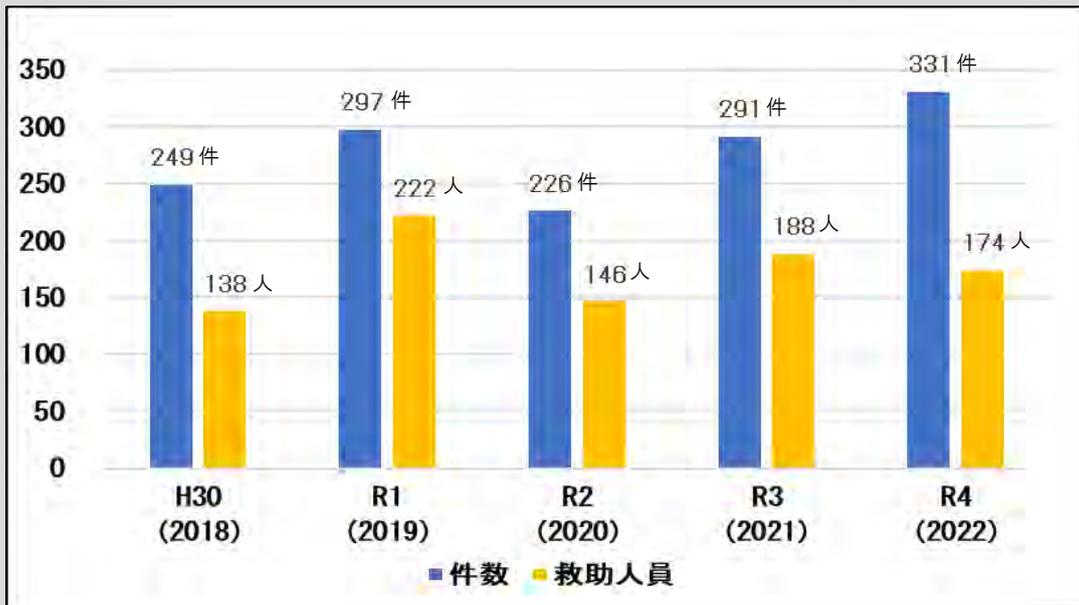


※端数処理（四捨五入）のため割合の合計は100%にならない場合がある

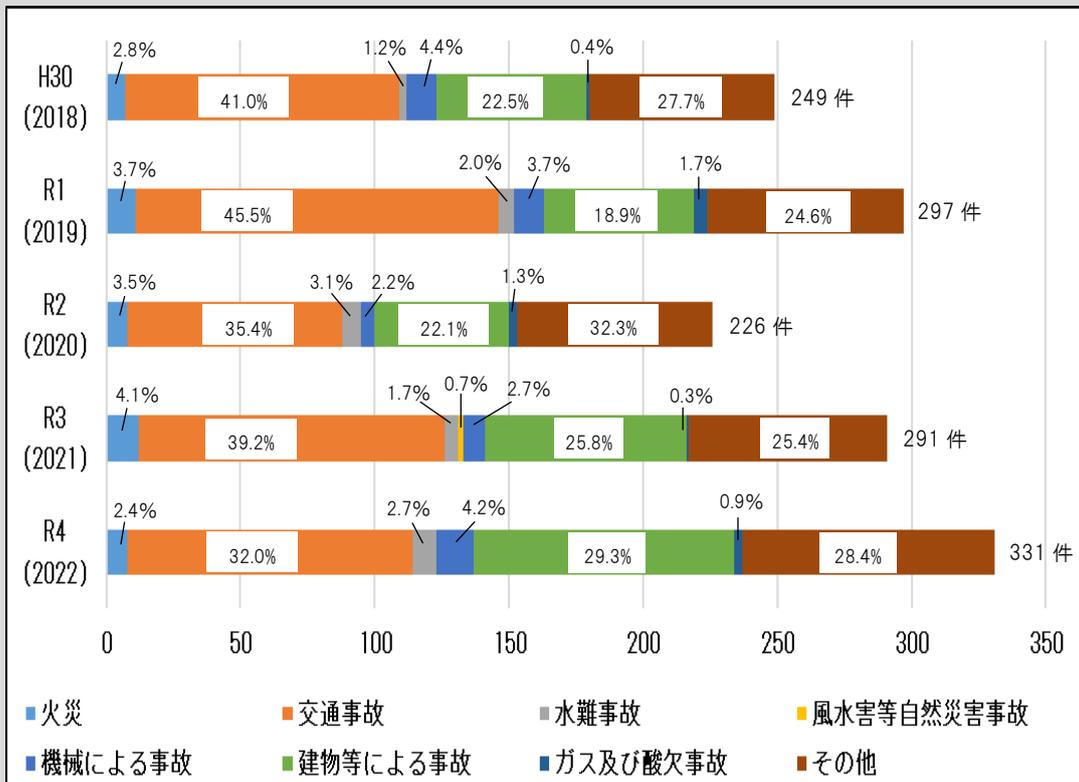
(3) 救助

平成30年から令和4年にかけての救助出動件数は、平均すると年間約280件となっています。事故種別でみると、交通事故の割合が高いのが特徴的であり、建物等による事故が増加傾向にあるほか、管内には大小様々な河川が流れていることから、一定数の水難事故が毎年発生しています。

救助出動件数及び救助人員の推移



事故種別ごとの救助出動件数と構成比の推移



※端数処理（四捨五入）のため割合の合計は100%にならない場合がある

4 大規模地震発生懸念

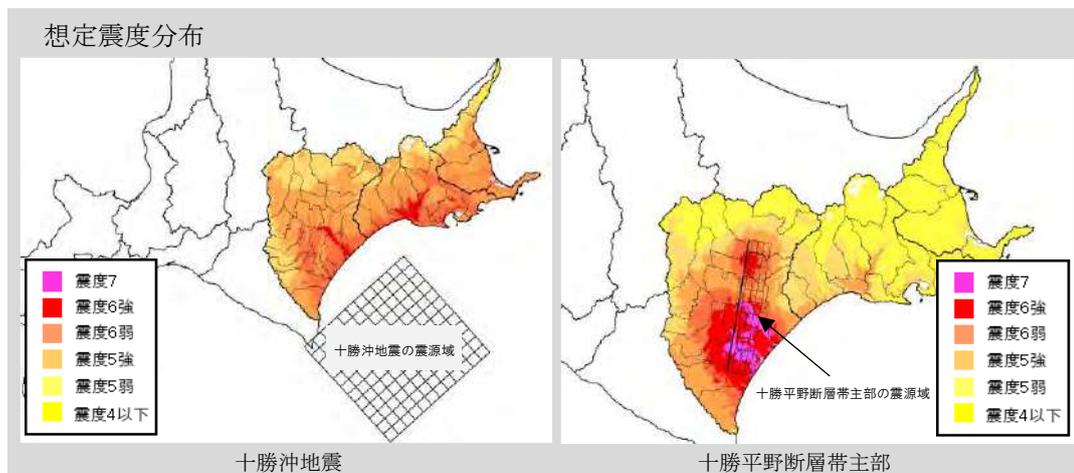
十勝圏において地震発生により被害が想定されるものとしては、地表の地殻が日本列島下の沈み込みに伴って発生する地震群であり、大部分は海溝周辺で発生するプレート型地震が考えられています。過去の代表的な地震発生の事例として、昭和27年の十勝沖地震（M8.2）、平成5年の釧路沖地震（M7.8）及び平成15年の十勝沖地震（M8.0）が大きな被害を及ぼしています。

政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会の評価によれば、十勝沖を含む千島海溝においてマグニチュード9レベルの超巨大地震が発生する確率は、今後30年以内に7から40%とされ、その平均発生間隔（約340～380年）から切迫性が高いと考えられています。

また、十勝には足寄町から幕別町忠類に至る長さ84kmの十勝平野断層帯があり、断層の東側が相対的に隆起する逆断層であるといわれています。この断層帯では、過去の活動が十分明らかでないため、今後30年以内の発生確率は、0.1から0.2%とその信頼性は低いとされていますが、大規模地震への備えが必要となります。

被害想定（冬期の早朝5時）

害想定項目		十勝沖の地震	十勝平野断層帯 主部の地震
地震動		震度6強	震度7
建物総棟数		175,596棟	
建物 被害	全壊棟数	271棟	3,336棟
	半壊棟数	1,674棟	7,888棟
総人口		351,443人	
人的 被害	死者数	5人	68人
	重軽傷者数	237人	1,390人



※北海道総務部危機対策局危機対策課発表「地震被害想定等調査結果報告書（十勝・釧路・根室）」（平成30年2月公表）から引用

Ⅲ 配置基準

1 地域の区分

(1) 市街地

整備指針第2条の規定により、建築物の密集した地域のうち、平均建ぺい率がおおむね10%以上の街区の連続した区域又は2以上の準市街地が相互に近接している区域であって、その区域内の人口が1万人以上とされています。十勝圏においては、街区の連続性を勘案して、帯広市、音更町、芽室町、幕別町（札内）を一つの市街地として捉えます。

区 域	人 口
帯広市	158,895
音更町	37,784
芽室町	14,359
幕別町（札内）	18,202
合 計	229,240 人

(2) 準市街地

整備指針第2条の規定により、建築物の密集した地域のうち、平均建ぺい率がおおむね10%以上の街区の連続した区域であって、その区域内の人口が1,000人以上1万人未満とされています。

区 域	人 口	区 域	人 口
帯広市大正	1,276	広尾町	5,248
士幌町	3,083	幕別町	市街 3,696
上士幌町	3,578		忠類 1,036
鹿追町	3,096	池田町	市街 3,321
新得町	市街 3,595		利別 1,378
	屈足 1,018	豊頃町	1,399
清水町	市街 5,177	本別町	4,500
	御影 1,614	足寄町	5,196
中札内村	2,651	陸別町	1,779
更別村	1,727	浦幌町	2,907
大樹町	3,723	合 計	60,998 人

(3) その他の地域

市街地及び準市街地に該当しない地域をその他の地域とします。

人口	41,656 人
----	----------

2 消防署所

(1) 市街地

整備指針第4条の規定により、署所の数は、市街地の区域内の人口を基準とし、地勢や道路事情など地域特性を勘案した数とされています。市街地においては、連続した街区を形成している帯広市、音更町、芽室町、幕別町（札内）を一つの市街地として捉え、当該区域内の人口が23万人であることから8署所を基準とします。

参考

【署所の数】整備指針第4条第1項（要旨）

積雪寒冷の市街地に設置する署所の数は区域内の人口を基準として、地域における地勢、道路事情、建築物の構造等の特性を勘案した数とする。

別表第2（積雪寒冷地）

市街地の人口 (万人)	署所の数
21	7
22	7
23	8
24	8
25	8

帯広市：158,895人

音更町：37,784人

芽室町：14,359人

幕別町（札内）：18,202人

合計 229,240人

※区域内の人口は当該人口の1万未満の端数を四捨五入して得る数による

(2) 準市街地及びその他の地域

整備指針第4条の規定により市街地に該当しない地域には、地域の実情に応じて署所を設置することができるかとされています。当該区域は、市街地を形成するまでに至らないまでも一定程度の街区が形成され、消防需要が発生しています。消防力を十分に発揮するため、署所間の距離を勘案するほか、消防団施設と併設している実情を勘案して、準市街地は20署所、その他の地域は2所を基準とします。

なお、準市街地の池田町利別は、非常備施設のため基準に該当しないものです。

参考

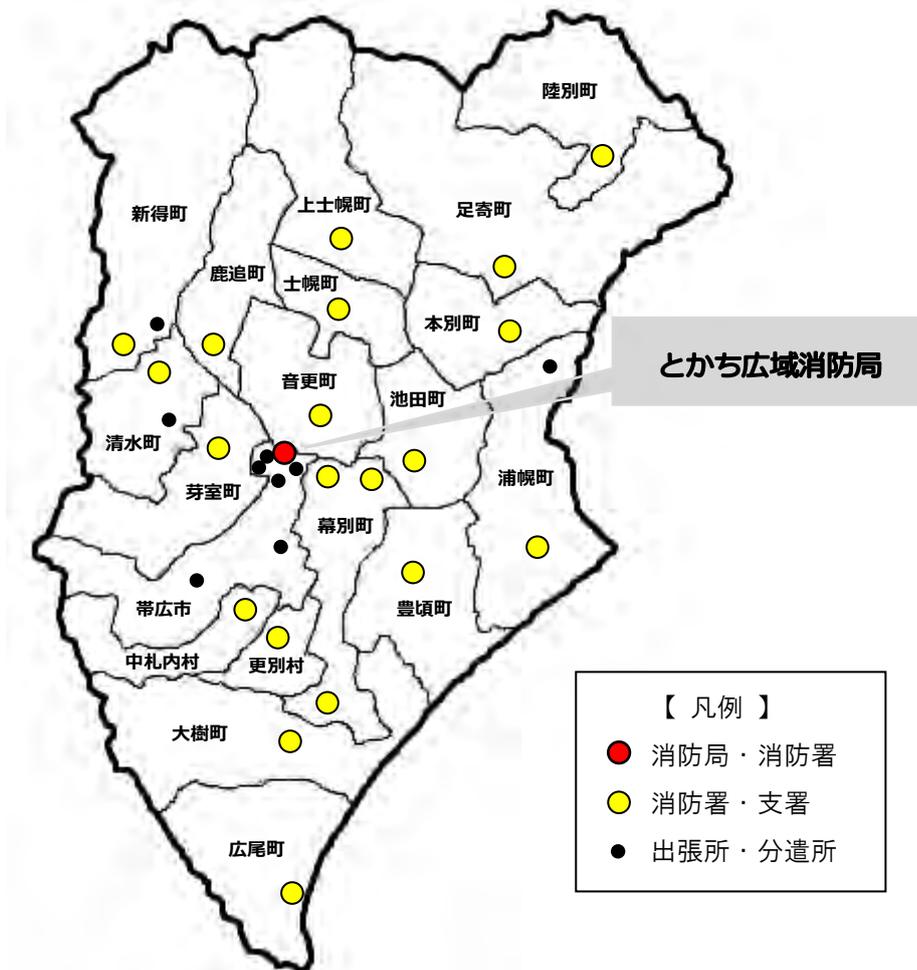
【署所の数】整備指針第4条第3項（要旨）

市街地に該当しない地域には地域の実情に応じて署所を配置することができる。

消防署所の基準

区域	基準
市街地	8署所
準市街地	20署所
その他の地域	2所

【 消防署所の位置 】



署所間距離（直近署所までの距離）

署所	距離 (km)	直近署所 (分遣所除く)
帯広消防署	2.5	東出張所
柏林台出張所	2.9	帯広消防署
南出張所	5.7	柏林台出張所
東出張所	2.5	帯広消防署
森の里出張所	3.5	柏林台出張所
大正出張所	11.6	南出張所
大正出張所	11.6	中札内消防署
音更消防署	5.5	帯広消防署
士幌消防署	9.7	上士幌消防署
上士幌消防署	9.7	士幌消防署
鹿追消防署	17.6	新得消防署
新得消防署	10.3	清水消防署
清水消防署	10.3	新得消防署
芽室消防署	7.8	森の里出張所
中札内消防署	8.1	更別消防署
更別消防署	8.1	中札内消防署
大樹消防署	7.3	忠類支署
広尾消防署	24.1	大樹消防署
幕別消防署	8.7	札内支署
札内支署	4.6	東出張所
忠類支署	7.3	大樹消防署
池田消防署	9.8	幕別消防署
豊頃消防署	17.5	浦幌消防署
本別消防署	15.8	足寄消防署
足寄消防署	15.8	本別消防署
陸別消防署	33.7	足寄消防署
浦幌消防署	17.5	豊頃消防署

3 消防ポンプ自動車

(1) 市街地

整備指針第5条の規定により、市街地に配置する動力消防ポンプの数は、区域内の人口を基準として算出されます。市街地においては、連続した街区を形成している帯広市、音更町、芽室町、幕別町（札内）を一つの市街地として捉え、当該区域内の人口が23万人であることから常備車両12台を基準とします。

非常備車両は、大規模に延焼拡大し、長時間にわたり燃焼するような火災での消防活動、周辺警戒の活動等を行うものとし、現有数11台を基準とします。

参考

【動力消防ポンプの数】整備指針第5条第1項（要旨）

積雪寒冷地の市街地に配置する動力消防ポンプの数は、区域内の人口を基準として、地域特性を勘案した数とする。

別表第4（積雪寒冷地）

市街地の人口 （万人）	動力消防ポンプの数 （署所の管理）
21	消防ポンプ自動車 11台
22	消防ポンプ自動車 12台
23	消防ポンプ自動車 12台
24	消防ポンプ自動車 13台
25	消防ポンプ自動車 13台

帯広市：158,895人

音更町：37,784人

芽室町：14,359人

幕別町（札内）：18,202人

合計 229,240人

※区域内の人口は当該人口の1万未満の端数を四捨五入して得る数による

(2) 準市街地

整備指針第5条の規定により、準市街地に配置する動力消防ポンプの数は、区域内の人口を基準として、地域特性を勘案した数とされています。また、当該区域の動力消防ポンプは署所又は消防団が管理することとされていることから、消防団との連携体制を図り、常備車両と非常備車両合わせて現有数64台を基準とします。

参考

【動力消防ポンプの数】整備指針第5条第3項（要旨）

準市街地に配置する動力消防ポンプの数は、区域内の人口を基準として、地域特性を勘案した数とする。

別表第6

準市街地の人口（人）	動力消防ポンプの数
1,000以上 3,000未満	動力消防ポンプ 4口
3,000以上 5,000未満	動力消防ポンプ 6口
5,000以上 10,000未満	動力消防ポンプ 8口

(3) その他の地域

整備指針第5条の規定により、地域の実情に応じて必要な数を配置するものとされています。その他の地域においても準市街地と同様に消防団との連携体制を図り、常備車両と非常備車両合わせて現有数43台を基準とします。

消防ポンプ自動車の基準

区 域	常備 / 非常備	基 準
市街地	常備	12 台
	非常備	11 台 (25 口)
準市街地	常備	64 台 (128 口)
	非常備	
その他の地域	常備	43 台
	非常備	

参考

【動力消防ポンプの数】整備指針第5条第4項（要旨）

動力消防ポンプについては、それぞれ次に掲げる口数を基礎として算出する。

消防ポンプ自動車	2 口
手引動力ポンプ	1 口
小型動力ポンプ	1 口

(4) 非常用消防自動車

整備指針第17条の規定により、消防用自動車等が故障した場合や車両の点検・整備等の場合に使用する車両として、稼働中の消防ポンプ自動車4台ごとに1台を配置するものとされています。常用消防ポンプ自動車（常備）が24台あることから整備指針の算定では6台となりますが、非常備車両による代替えが可能であることから現有数1台を基準とします。

基 準
1 台

参考

【非常用消防用自動車等】整備指針第17条第1項（要旨）

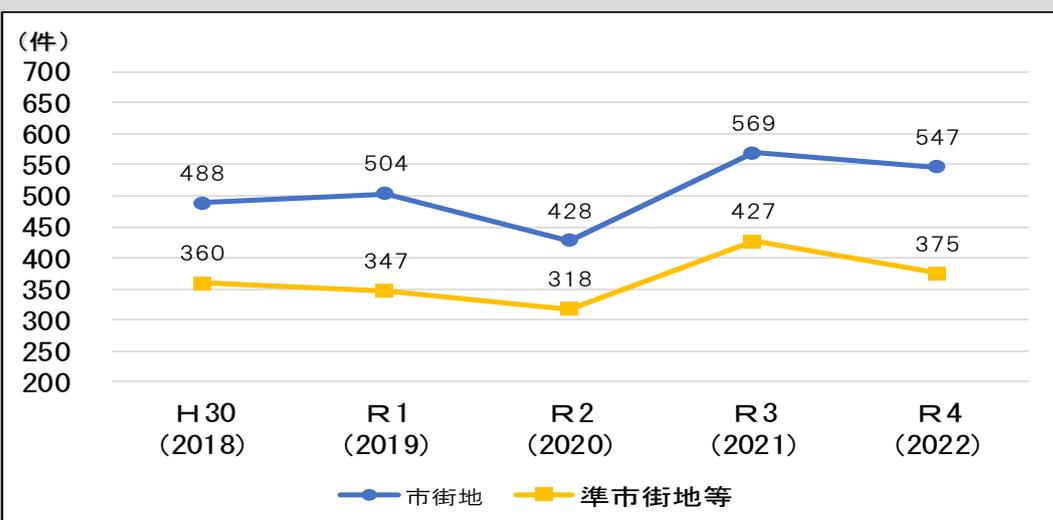
整備指針第5条の規定による消防ポンプ自動車（以下「稼働中の消防ポンプ自動車」という。）が故障した場合等に使用するため、人口30万人を超える市町村にあっては稼働中の消防ポンプ自動車4台ごとに1台を基準として、地域の実情に応じて配置するものとする。

火災等出動件数

(件)

	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	平均
帯広消防署	397	385	357	473	455	413
音更消防署	60	80	57	85	58	68
士幌消防署	17	21	14	15	25	18
上士幌消防署	20	18	21	22	20	20
鹿追消防署	10	11	9	11	15	11
新得消防署	26	14	14	19	25	20
清水消防署	50	45	41	67	47	50
芽室消防署	46	57	46	50	44	49
中札内消防署	8	9	8	15	19	12
更別消防署	16	15	7	23	7	14
大樹消防署	27	25	14	24	18	22
広尾消防署	22	16	15	33	25	22
幕別消防署	42	65	40	62	57	53
池田消防署	12	15	14	11	13	13
豊頃消防署	10	17	17	14	12	14
本別消防署	19	15	19	20	28	20
足寄消防署	24	16	21	9	17	17
陸別消防署	20	13	10	20	22	17
浦幌消防署	22	14	22	23	15	19
合計	848	851	746	996	922	873

区域別による火災等出動事案の推移



(件)

区域	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	平均
市街地	488	504	428	569	547	507
準市街地等	360	347	318	427	375	365

他市町村への火災等出動件数

(件)

	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	平均
帯広消防署	10	14	7	14	9	11
音更消防署	2	3	3	4	3	3
士幌消防署	3	9	1	2	7	4
上士幌消防署	4	6	5	0	7	4
鹿追消防署	0	6	2	7	8	5
新得消防署	0	1	1	0	2	1
清水消防署	3	0	0	1	1	1
芽室消防署	1	3	1	5	2	2
中札内消防署	1	5	4	9	0	4
更別消防署	3	3	1	1	2	2
大樹消防署	3	3	4	4	7	4
広尾消防署	1	3	0	0	0	1
幕別消防署	4	8	7	11	5	7
池田消防署	4	3	1	0	1	2
豊頃消防署	2	0	0	2	0	1
本別消防署	3	2	4	2	4	3
足寄消防署	3	1	1	2	0	1
陸別消防署	1	1	1	2	1	1
浦幌消防署	0	0	1	0	1	0
合計	48	71	44	66	60	58

※火災、救助、警戒、救急支援、水防に出動した消防自動車のみ計上（火災に伴う救助出動は火災件数として計上）

※1 事案で同じ消防署から複数台が出動している場合は、1 件として計上

※複数の消防署が出動している場合は、出動した消防署毎に件数を計上

※道東自動車道及び高規格道路の出動は除く

※現場到着せず途中帰署の事案は除く

4 はしご自動車

整備指針第7条の規定により、中高層建築物（高さ15m以上）が一の消防署の管轄区域におおむね10棟以上ある場合に、はしご自動車1台以上を配置することとなり、帯広市、音更町、芽室町、幕別町に配置が必要となりますが、市街地にある中高層建築物の災害に対して、出動から現場での活動開始まで30分未満で完了できることから市街地に2台を基準とします。

配置車両は、様々な用途・構造の中高層建築物の火災時に消火活動と人命救助活動を同時に行うため、高層階の消火・救助活動が行える直進はしご自動車1台、狭隘な場所や電線等を回避した活動が行える屈折はしご自動車1台を配置します。

区 域	基 準
市街地	2台

参考

【はしご自動車】整備指針第7条第1項（要旨）

一の消防署の管轄区域に高さ15メートル以上の中高層建築物がおおむね10棟以上ある場合には、はしご自動車1台以上を配置するものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当し、延焼防止のため消防活動に支障がない場合にはこの限りではない。

- (1) 管轄区域内に存する中高層建築物が120棟未満であること。
- (2) はしご自動車が出動から現場での活動開始まで30分未満で完了することができること。

はしご自動車の出動件数

(件)

車 両	種 別	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	平 均
帯広梯子1 (屈折式)	火 災	11	8	4	12	3	8
	救 助	0	1	1	1	2	1
	警 戒	5	6	7	7	12	7
	風水害	0	1	0	1	1	1
小 計		16	16	12	21	18	17
帯広梯子2 (直進式40m級)	火 災	10	9	2	12	3	7
	救 助	0	0	0	1	3	1
	警 戒	4	11	5	7	12	8
	風水害	0	1	0	0	0	0
小 計		14	21	7	20	18	16
合 計		30	37	19	41	36	33

中高層建築物の状況

(棟)

市町村	階数地上							合計
	4	5	6	7	8	9	10以上	
帯広市	391	152	71	43	33	19	45	754
音更町	30	12	4	3	2		1	52
士幌町	4							4
上士幌町	1	1						2
鹿追町	3	3	2		1			9
新得町	2	2	2					6
清水町	5	1						6
芽室町	10	3	1					14
中札内村	2		1					3
更別村	1							1
大樹町	5							5
広尾町	1		1	1	1		1	5
幕別町	11	1					1	13
池田町	3	1						4
豊頃町	2							2
本別町	8			1				9
足寄町	3	1						4
陸別町								0
浦幌町								0
合計	482	177	82	48	37	19	48	893

※棟数は令和4年度消防施設整備計画実態調査に併せて「NEFOAP6 防火対象物管理システム」から抽出した数値（令和4年4月1日現在）

5 化学消防車

整備指針第8条の規定により、化学消防車は、危険物施設の火災の鎮圧のため、危険物施設の数に応じた台数、危険物の最大貯蔵・取扱量に応じた台数を基準として、危険物施設数、規模、種類等を勘案することとされています。十勝圏における危険物施設の分布状況や署所間距離を勘案して5台を基準とします。

基準
5台

- 士幌消防署は、整備指針第8条第1項第1号及び第2号の規定により、2台の配置が必要となりますが、近隣署からの補完体制が可能であることを勘案して1台を基準とします。
- 鹿追消防署及び中札内消防署は、整備指針第8条第1項第2号の規定により1台の配置が必要となりますが、算定における危険物施設が郊外に設置されているため、災害時における周辺住宅等への影響がないほか、近隣署からの補完体制を図ることが可能であることを勘案して、初動時の対応として泡放出装置付消防ポンプ自動車を配置します。
- 幕別消防署は、整備指針第8条第2項に基づき、危険物の貯蔵量に応じて、化学消防車に代えて泡放出装置付消防ポンプ自動車を配置します。

参考

【化学消防車】整備指針第8条（要旨）

○第8条第1項

危険物の規則に関する政令第6条第1項に規定する製造所等の火災鎮圧のため、化学消防車を配置するものとし、その数は次の各号に掲げる数を合算して得た数を基準として、危険物製造所等の数、規模、種類等を勘案した数とする。

(1) 製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋外貯蔵所及び一般取扱所（以下「第4類危険物の5対象施設」という。）の施設ごとの数に補正係数をそれぞれ乗じて得た数の合計

イ 補正後施設合計数が50以上500未満の場合 1台

(2) 同一事業所の屋外タンク貯蔵所で第4類の危険物を貯蔵する最大数量が1,000キロリットルを超えるとき 1台

○第8条第2項

第8条第1項第1号中「第4類危険物の5対象施設」を「第4類危険物の5対象施設（指定数量の倍数が10以上のものに限る。）」と読み替えた場合における同号に掲げる台数を減じて得た台数については、化学消防車に代えて消防ポンプ自動車に泡を放出することができる装置を備えたものを配置することができる。

危険物施設（5対象施設）の設置状況

市町村	① 整備指針第8条第1項第1号関係											① 整備指針第8条 第1項第2号関係
	第4類危険物の5対象施設											
	製造所	屋内貯蔵所		屋外タンク貯蔵所		屋外貯蔵所		一般取扱所		合計 (補正後)	屋外タンク貯蔵所 最大貯蔵量 (kℓ)	
	補正係数 (5)	補正係数 (0.1)	補正係数 (1)	補正係数 (0.1)	補正係数 (1.5)	合計 (補正後)						
帯広市			44	4.4	41	41	12	1.2	148	222	268.6	7,290
音更町			4	0.4	15	15	1	0.1	22	33	48.5	1,200
士幌町					17	17			22	33	50	3,000
上士幌町			5	0.5	7	7	1	0.1	5	7.5	15.1	600
鹿追町			2	0.2	11	11	1	0.1	12	18	29.3	1,200
新得町			1	0.1	1	1	1	0.1	11	16.5	17.7	22
清水町			2	0.2	16	16			13	19.5	35.7	600
芽室町			11	1.1	14	14			18	27	42.1	999
中札内村	1	5	2	0.2	18	18	1	0.1	13	19.5	42.8	2,047
更別村					5	5			12	18	23	200
大樹町			1	0.1	3	3	2	0.2	5	7.5	10.8	150
広尾町					7	7	1	0.1	8	12	19.1	346
幕別町					15	15	1	0.1	35	52.5	67.6	100
池田町			2	0.2	5	5	1	0.1	14	21	26.3	171
豊頃町	1	5			12	12	1	0.1	9	13.5	30.6	346
本別町			4	0.4	9	9			22	33	42.4	2,895
足寄町			5	0.5	4	4			10	15	19.5	150
陸別町			1	0.1	3	3			1	1.5	4.6	53
浦幌町			2	0.2	7	7	4	0.4	16	24	31.6	95

※施設数及び貯蔵量は令和4年度消防施設整備計画実態調査における数値（令和4年4月1日現在）

① 第4類危険物の5対象施設ごとの補正係数をそれぞれ乗じて得た数の合計が50以上である帯広市、士幌町、幕別町が該当する。

※①の第4類危険物の5対象施設うち指定数量の倍数が10倍以上の対象施設ごとの補正係数をそれぞれ乗じて得た数の合計が50未満となる幕別町は、化学消防車に代えて泡放出装置付消防ポンプ自動車を配置することができる。

② 同一事業所の屋外タンク貯蔵所で第4類の危険物を貯蔵する最大数量が1,000 kℓを超える帯広市、音更町、士幌町、鹿追町、中札内村、本別町が該当する。

6 救助工作車

整備指針第14条の規定により、各消防署に救助隊1隊を配置し、救助省令別表第1に掲げる救助器具を積載することができる救助工作車又はその他の消防用自動車1台を配置するものとされています。

大規模災害発生等により緊急消防援助隊及び広域応援隊として派遣されるなどの状況下においても管内で発生する救助事案への対応のほか、都市構造等の変化に伴い、複雑多様化する災害における救助体制の充実強化と救助第2出動における連携強化を図るため広域な管轄面積等を勘案して、市街地の消防署に救助工作車4台、その他の消防署に救助器具を積載した消防車両15台を基準とします。

	基準
救助工作車	4台
救助器具積載車	15台

参考

【救助工作車】整備指針第14条第1項（要旨）

救助省令第3条に規定する救助隊の配置基準数と同数の救助工作車を配置するものとする。

【救助隊の配置基準数】救助省令第3条（要旨）

○第3条第1項

消防常備市町村の配置する救助隊の数は、当該市町村における消防署の数とする。

○第3条第2項

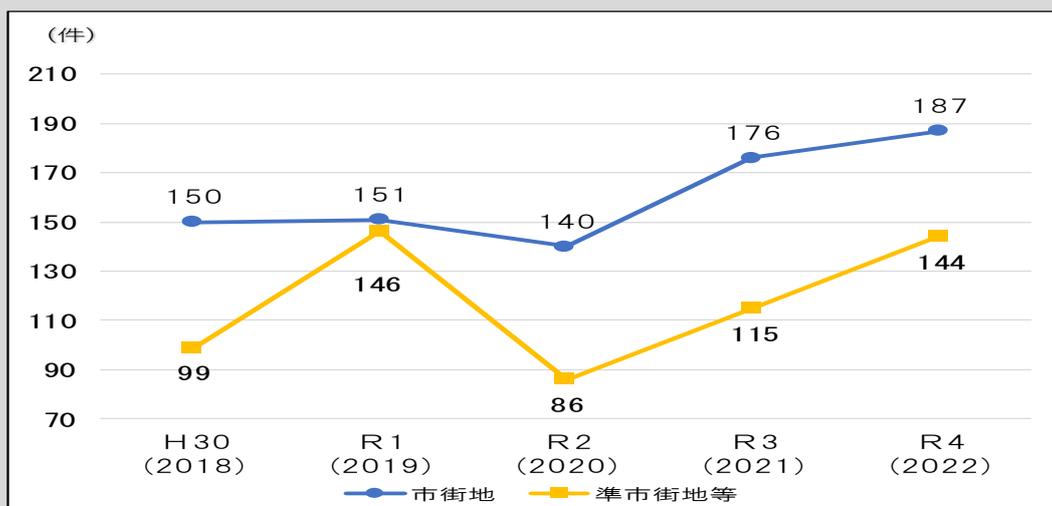
当該市町村の区域内における人命の救助を要する事案の発生状況、人口、面積、地形その他の地域特性を考慮して、救助隊の配置基準数を増減することができる。

救助出動件数

(件)

	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	平均
帯広消防署	110	121	114	129	163	127
音更消防署	27	21	19	28	33	26
士幌消防署	6	7	3	5	6	5
上士幌消防署	4	13	5	10	7	8
鹿追消防署	6	4	3	0	2	3
新得消防署	5	11	9	8	13	9
清水消防署	8	16	13	10	15	12
芽室消防署	16	19	19	15	11	16
中札内消防署	1	6	3	1	6	3
更別消防署	5	5	2	3	4	4
大樹消防署	8	9	5	8	12	8
広尾消防署	6	12	3	6	7	7
幕別消防署	21	17	6	27	22	19
池田消防署	5	6	4	13	8	7
豊頃消防署	4	1	3	4	1	3
本別消防署	3	6	6	15	10	8
足寄消防署	7	12	4	2	2	5
陸別消防署	1	7	1	2	2	3
浦幌消防署	6	4	4	5	7	5
合計	249	297	226	291	331	279

区域別による救助出動事案の推移



(件)

区域	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	平均
市街地	150	151	140	176	187	161
準市街地等	99	146	86	115	144	118

7 救急自動車

(1) 常用救急自動車

整備指針第13条の規定により、署所に配置する救急自動車の数は人口を基準として、十勝圏の人口による算出では10台となりますが、人口の減少期においても高齢者人口の進展に伴う救急需要の増加が予測されるほか、管轄面積や署所間距離を勘案して26台を基準とします。

参考

【救急自動車】整備指針第13条第1項（要旨）

人口10万を超える市町村にあつては5台に人口10万を超える人口についておおむね人口5万ごとに1台を加算した台数を基準として、当該市町村の昼間人口、高齢化の状況、救急業務に係る出動の状況等を勘案した数とする。

(2) 非常用救急自動車

整備指針第17条の規定により、一定の時間帯に救急出動要請が集中し、常用の救急自動車に対応できない場合や救急自動車の故障時における点検・整備等の場合に使用する車両として、常用救急自動車4台ごとに1台を配置するものとされています。常用救急自動車が26台あることから整備指針の算定では6台となりますが、他市町村への応援出動や救急事案の重複状況等を勘案するほか、準市街地では、帯広市の3次医療機関への搬送に時間を要することを勘案して10台を基準とします。

参考

【非常用消防用自動車等】整備指針第17条第2項（要旨）

人口30万を超える市町村にあつては、稼働中の救急自動車4台ごとに1台を基準として地域の実情に応じて予備の救急自動車を配置するものとする。

救急自動車の基準

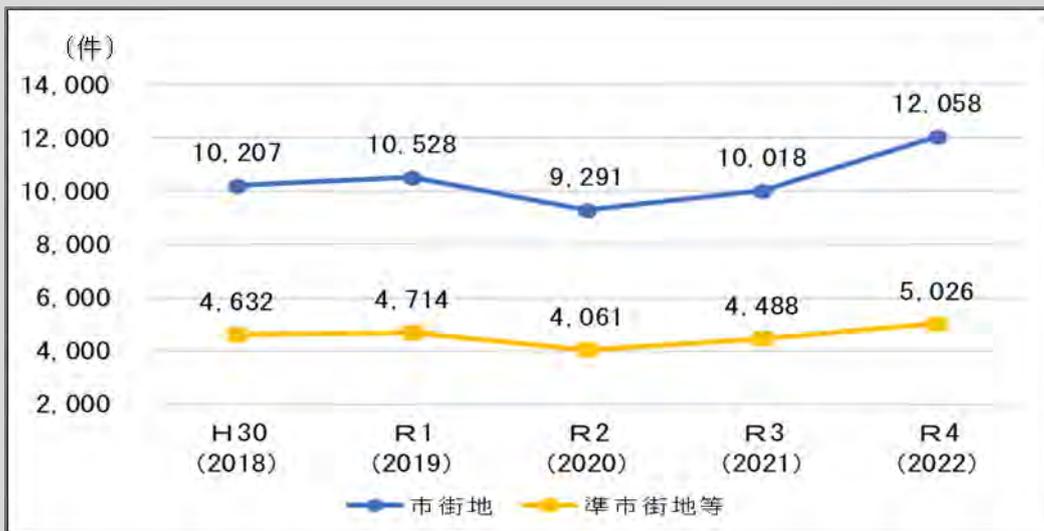
	基準
常用救急自動車	26台
非常用救急自動車	10台

救急出動件数

(件)

	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	平均
帯広消防署	7,630	7,801	6,934	7,388	9,010	7,753
音更消防署	1,517	1,597	1,390	1,617	1,791	1,582
士幌消防署	286	298	235	284	272	275
上士幌消防署	265	259	237	251	280	258
鹿追消防署	179	217	165	170	238	194
新得消防署	239	253	207	239	226	233
清水消防署	332	361	296	321	370	336
芽室消防署	691	722	673	778	839	741
中札内消防署	189	163	149	175	185	172
更別消防署	133	125	133	138	141	134
大樹消防署	247	258	213	233	267	244
広尾消防署	299	344	288	302	355	318
幕別消防署	1,195	1,232	995	1,079	1,438	1,188
池田消防署	370	353	326	355	401	361
豊頃消防署	149	137	121	167	151	145
本別消防署	425	416	395	334	424	399
足寄消防署	384	402	338	382	404	382
陸別消防署	128	129	114	122	122	123
浦幌消防署	181	175	143	171	170	168
合計	14,839	15,242	13,352	14,506	17,084	15,005

区域別による救急出動事案の推移



(件)

区域	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	平均
市街地	10,207	10,528	9,291	10,018	12,058	10,420
準市街地等	4,632	4,714	4,061	4,488	5,026	4,584

他市町村への救急出動件数

(件)

	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	平均
帯広消防署	139	134	123	170	226	158
音更消防署	34	32	25	65	150	61
士幌消防署	49	47	44	58	43	48
上士幌消防署	22	24	13	13	26	20
鹿追消防署	26	27	18	20	27	24
新得消防署	11	18	15	33	16	19
清水消防署	8	20	16	18	11	15
芽室消防署	31	29	39	43	99	48
中札内消防署	37	45	35	33	33	37
更別消防署	12	14	8	19	13	13
大樹消防署	13	12	7	12	12	11
広尾消防署	11	1	0	1	2	3
幕別消防署	153	141	98	144	265	160
池田消防署	3	8	5	6	9	6
豊頃消防署	1	3	1	3	1	2
本別消防署	21	13	18	11	22	17
足寄消防署	6	18	6	13	14	11
陸別消防署	9	9	2	6	8	7
浦幌消防署	5	9	0	7	2	5
合計	591	604	473	675	979	664

※救助出動及び火災出動等の救急出動を含む

※帯広の森施設内(道路上の交通事故も含む)の救急出動は除く

※道東自動車道及び高規格道路の出動計画上の1次出動車両は除く

※現場到着せず途中帰署の事案は除く

8 指揮車

整備指針第15条の規定により、消防署の数と同数が基準とされています。災害現場における様々な緊急措置権限が消防署長に与えられており、複雑多様化する災害現場において、活動態様に応じた効果的な指揮体制と安全管理体制を確保するため消防署所管19台と、消防局所管の1台を含めた20台を基準とします。

基準
20台

参考

【指揮車】整備指針第15条第1項（要旨）

災害現場において指揮活動を行うため、指揮車を配置するものとし、その数は市町村における消防署の数と同数を基準として、地域特性を勘案した数とする。

9 その他の車両（水槽車・資機材搬送車・人員輸送車・広報車等）

整備指針第16条の規定により、消防のための出動に使用する自動車等のほか、火災の鎮圧、災害の防除等のため、特殊な機能を有する車両等を地域の実情に応じて配置するものとされています。より効果的な消防活動を実施するため、消防ポンプ自動車等のほか、多様な機能を有する車両を配置します。

なお、常備車両は全車両、非常備車両はとちまち広域消防局消防部隊出動計画に定めている車両の現有数を基準とします。

	基準
常備	60台
非常備	46台

参考

【特殊車等】整備指針第16条第1項（要旨）

消防のための出動に使用する自動車等のほか、火災の鎮圧、災害の防除等のため、広報車、資機材搬送車、水槽車その他の特殊な機能を有する車両等を地域の実情に応じて配置するものとする。

10 消防職員

(1) 警防要員

消防ポンプ自動車に搭乗する隊員の数は、整備指針第27条の規定により、消防ポンプ自動車1台につき5人とされ、隊員相互間の情報伝達のための資機材を有し、かつ、ホース延長の負担を軽減できる資機材を有している場合は4人とされています。

救急自動車に搭乗する隊員の数は、整備指針第28条の規定により、救急自動車1台につき3人とされています。

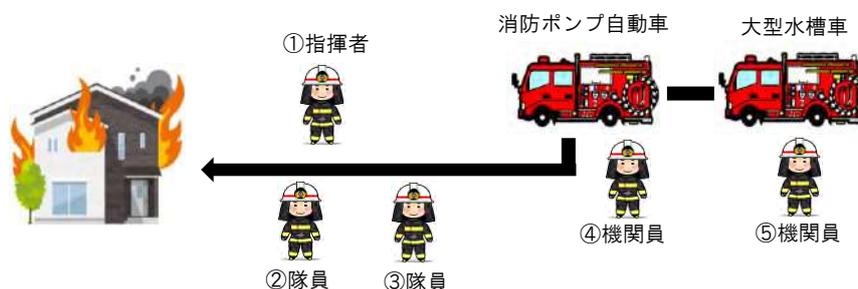
ア 市街地

消防ポンプ自動車に5人配置（帯広消防署を除く）を基本とし、特殊車両の乗換運用により効率的な運用を図ります。また、救急出動件数の状況等を勘案して、救急自動車に3人配置を基本とします。（音更救急2は兼務運用）

イ 準市街地

消防ポンプ自動車と大型水槽車のペア運用、消防ポンプ自動車と救急自動車のPA連携により効率的な運用を図り5人配置を基本とします。また、隣接署所からの補完に時間を要する地域では、救急二次出動体制の確保を考慮した配置とします。

【消防ポンプ自動車と大型水槽車のペア運用（部隊運用イメージ）】



連携活動により迅速な放水活動と水源の確保を行い、初動時の出動体制の強化を図るほか、活動時における安全管理体制を確保する。

参考

【消防隊の隊員】整備指針第27条第1項（要旨）

消防ポンプ自動車（市街地に該当しない地域に設置した署所は除く。）に搭乗する隊員の数は、消防ポンプ自動車1台につき5人とする。ただし、消防活動上必要な隊員相互間の情報を伝達するための資機材を有し、かつ、ホースを延長する作業の負担を軽減するための資機材又は装置を備えている場合は4人に行うことができる。

【救急隊の隊員】整備指針第28条第1項（要旨）

救急自動車に搭乗する救急隊員の数は、救急自動車1台につき3人とする。ただし、傷病者を一の医療機関から他の医療機関へ搬送する場合であって、これらの医療機関に勤務する医師、看護師、准看護師又は救急救命士が同乗するときは、2人に行うことができる。

参考

【兼務の基準】整備指針第33条第1項（要旨）

消防ポンプ自動車、はしご自動車又は化学消防車及び救急自動車を配置した消防本部又は署所の管轄区域において、当該救急自動車の出動中に火災が発生する頻度がおおむね2年に1回以下であり、当該救急自動車が出動中であっても消防隊の隊員を確保でき、かつ、当該救急自動車に搭乗する専任の救急隊の隊員を配置することが困難である場合には、消防隊の隊員は、救急自動車に搭乗する救急隊員と兼ねることができる。

（2）予防要員

整備指針第32条の規定により、防火対象物及び危険物施設の数等を基準とし、火災予防に関する事務執行体制を勘案した数とされています。違反処理や火災原因調査などの予防業務は、高度化・専門化していることから、統一かつ効率的な事務執行を行うとともに、証明書交付や申請受付など、これまでどおりの住民サービスを提供するため、各消防署に1人以上を配置し、防火対象物及び危険物施設数等に応じて配置します。

参考

【消防本部及び署所の予防要員】整備指針第32条第1項（要旨）

予防要員の数は、防火対象物、一戸建て住宅、危険物の製造所等の数に乗じて得た数を基準として、市町村の人口、区域の面積、少量危険物施設の数及び種類等、建築許可等の同意件数、消防用設備等の設置に係る届出の件数、火災予防に関する事務執行体制を勘案した数とする。

（3）総務要員

整備指針第34条の規定により、消防本部及び署所の総務事務等の執行のために必要な数とされています。総務要員は、署長のほか、人口及び職員数等に応じて配置します。

（4）その他

災害発生時における消防団員の対応、非直職員の招集連絡、住民の駆け込み等に対応する人員の確保を考慮して配置します。

基準

735人

参考

【消防本部及び署所の消防職員の総数】整備指針第34条第1項（要旨）

消防本部及び署所における消防職員の総数は、次の各号に掲げる数を合算して得た数を基準として、勤務の体制、業務の執行体制、年次休暇及び教育訓練の日数等を勘案した数とする。

- (1) 消防本部及び署所の管理する消防用自動車等のうち非常用消防用自動車等以外のものを常時運用するために必要な消防隊、救急隊、救助隊及び指揮隊の隊員の数
- (2) 第31条に規定する通信員の数
- (3) 第32条第1項に規定する予防要員の数
- (4) 消防本部及び署所の総務事務等の執行のために必要な消防職員の数

参考

【2交代制で消防ポンプ自動車1台（5人搭乗）の計算例】

- ① 週40時間勤務体制を確保するために必要な人員措置
職員1人当たり年間261日の勤務を設定（365-104）
- ② 休暇等を取得するために必要な人員措置
職員1人当たり年間20日の休暇等を設定（365-104-20）

以上①、②を考慮すると、人員措置係数： $365 / (365-104-20) \approx 1.515$

$$\begin{array}{ccccccc} \frac{5}{\uparrow} & \times & \frac{2}{\uparrow} & \times & \frac{1}{\uparrow} & \times & \frac{365}{\uparrow} / (365 - 104 - 20) = 15.15 \approx \frac{15}{\uparrow} \text{人} \\ \text{搭乗人員} & & \text{2部} & & \text{1台} & & \text{人員措置係数} & & \text{必要人員} \end{array}$$

※「逐条解説 消防力の整備指針・消防水利の基準（第2次改訂版）」から抜粋

11 消防水利

原則として、おおむね3年毎に総務省消防庁で実施する消防施設整備計画実態調査に合わせて、宅地化による街区の拡大や変更等を調査確認し、構成市町村と調整を図りながら基準数の見直しを検討します。

基準
4,095基

参考

【消防水利の給水能力】 消防水利の基準第3条（要旨）

○第3条第1項

消防水利は、常時貯水量が40m³以上又は、取水可能水量が毎分1m³以上でかつ、連続40分以上の給水能力を有するものでなければならない。

○第3条第2項

消火栓は、呼称65の口径を有するもので、直径150mm以上の管に取り付けられていなければならない。ただし、管網の一边が180m以下で配管されている場合は、75mm以上とすることができる。

参考

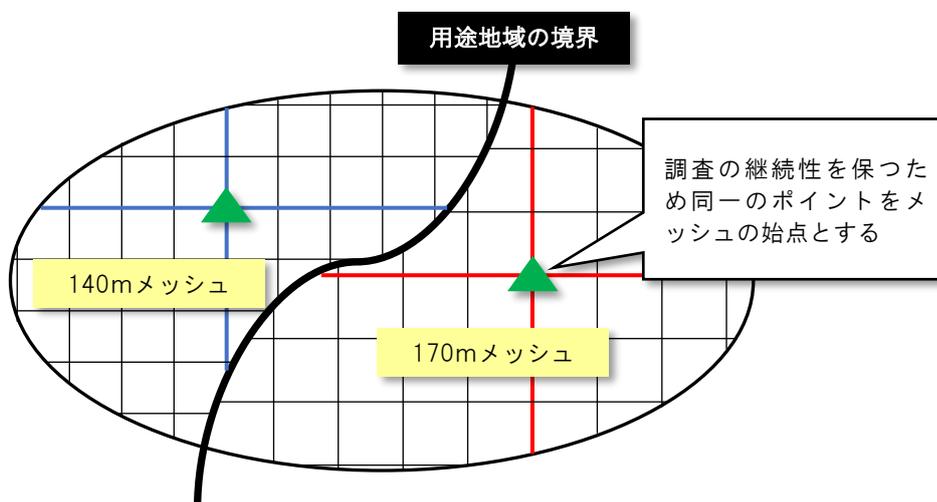
【消防施設整備計画実態調査に基づく算出】

○基準数の算定

正方形のメッシュ（全メッシュ）の数及び縁辺部の正方形でないメッシュ（半メッシュ）の数に2分の1を乗じて得た数を合算し、1未満の端数は切り上げて算定する。

〈メッシュの作成〉

	メッシュー辺の長さ	
	年間平均風速 4m未満	年間平均風速 4m以上
近隣商業地域等の区域内	140m	113m
市街地及び準市街地の区域内	170m	140m
準ずる地域の区域内	200m	



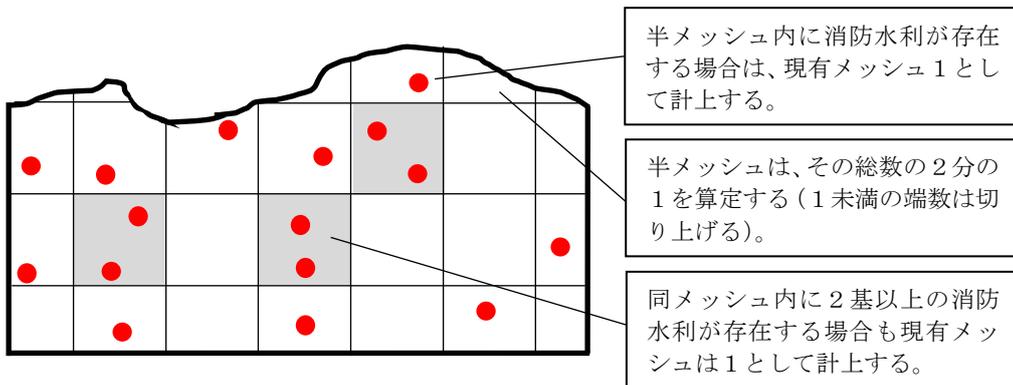
※空地の部分で消防水利がない箇所は、基準数に含めない。

○現有数の算定

メッシュ内に、消防水利（消防水利の基準第3条及び第6条に適合）が存在する数を計上する。

なお、同一メッシュ内に2基以上の消防水利が設置されている場合でも、1として計上する。また、半メッシュに消防水利が存在する場合でも、1として計上する。

$$\text{消防水利がある全メッシュ} + \text{消防水利がある半メッシュ} = \text{現有数}$$



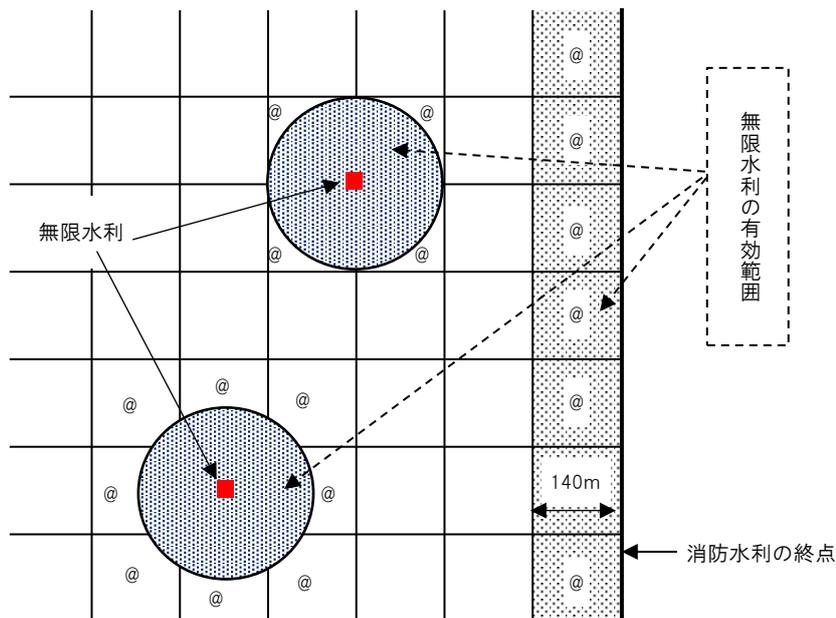
【無限水利の有効範囲（無限水利が帯状の場合及び点の場合）】

無限水利が帯状の場合において、無限水利の終点（海岸線における堤防の終点等）では、その地点を中心に半径140mの円内が無限水利の有効範囲となる。また、無限水利が点の場合において、無限水利の有効範囲がメッシュの一部にかかる場合は、当該メッシュは現有メッシュとして計上する。

※無限水利の有効範囲

海、河川、湖沼等の無限水利であり、かつ、取水可能部分が連続している場合は、取水可能部分から140mの距離を保って引いた線で区切られている帯状の部分（消防水利の基準第5号に定める無限水利の有効範囲）

【無限水利の有効範囲の例（無限水利が帯状の場合及び点の場合）】



※無限水利が点の場合、直径280mの範囲内にかかるメッシュで@がついている部分は現有メッシュとして計上する。

IV 附 則

1 改正履歴

令和6年4月1日に一部改正する。

とちろ広域消防局

消防力の基準

令和3(2021)年3月 策定

担当 消防救助課消防係